

覚 書

3-5号  
建設省経建発第207号  
建設省経事発第94号  
平成3年10月11日

林野庁林政部林産課長

中易 紘一

林野庁林政部木材流通課長

小畑 勝裕

建設省建設経済局建設業課長

風岡 典之

建設省建設経済局事業調整官

土屋 進

整を図るといふ農林水産省の所掌に係る事項を規定するものではないこと。

2. 建設省は、1. の主務省令を制定し又は改廃するに当たっては、当該主務省令に農林水産省の所掌に係る事項が規定されていないことを農林水産省が確認するため、あらかじめ同省令の内容につき農林水産省に通知すること。

再生資源の利用の促進に関する法律施行令案の閣議決定に際し、  
農林水産省及び建設省は下記のとおり了解する。

記

1. 再生資源の利用の促進に関する法律第18条第1項の規定に基づき、別表第4の第3項に規定する木材に係る建設業者の再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める主務省令については、木材の生産、流通及び消費の増進、改善及び調